

ミャンマーの民事裁判における当事者主義(2)

JICA 長期派遣専門家

小松 健太¹

1. はじめに

前号にて、ミャンマーの民事裁判における当事者主義が、民事訴訟法²（以下「CPC」という。）及び証拠法³（以下「EA」という。）においてどのように現れているか、日本法との比較を通して検討してきた。本号においては、ミャンマーにおける民事裁判の実務において、当事者主義がどのように運用されているか、検討したい。

以下の記載は、ミャンマー最高裁判所職員からの聞き取りによるものであるが、できるだけ先方から具体的な回答が得られるよう金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求事件をもとに議論を進めた。そこで X が Y 銀行から借り入れた 10,000 ドルの返済を怠り、Y が不払金の支払いを求めて X を裁判所に訴えたという事例を用いながら以下、説明をする。

2. 請求レベルにおける実務

上記の貸金返還請求事件においては、Y は裁判所に対して、X は Y に 10,000 ドルを支払えとの判決を求めることになる。まず、裁判所は、当事者の申し立てていない事項について判断することはできないとされており、日本法でいう処分権主義と同様の原則が妥当している⁴。

被告が認諾した場合（Order XII Rule 1⁵）であるが、原告が、裁判所に対して判決（Judgment）及び執行命令（Decree）を出すよう請求することができる（Order XII Rule 6（1）⁶）。この場合、原則として、認諾の内容に応じた判決が下されることになる。例えば、上記貸金返還請求事件において、被告が原告の請求を認めた場合、裁判所は、原告に 10,000 ドルの支払いを被告に命じる判決及び執行命令を出すことになる。ただ、請求や請求原因が公序良俗や法令に違反する場合は、認諾は許されない。日本では、貸金返還請求事件においては、元本と合わせて利子を請求することが許されているが、ミャンマーでは、利子を請求できるのは、許可を受けた金融機関だけであり、一般の私人間での消費貸借契約にお

¹ JICA ミャンマー法整備支援プロジェクトの専門家（弁護士）として 2014 年 1 月からミャンマーの首都ネピドーに駐在。連邦法務長官府（Union Attorney General's Office）及び連邦最高裁判所（Supreme Court of the Union）との間で法案の起草及び審査能力の向上、裁判官及び検察官の研修制度の改善などの活動を行っている。

² ビルマ法典 12 卷所収 The Code of Civil Procedure（India Act No.5/1908）。ミャンマーでは、Civil Procedure Code の略として、一般に CPC と呼ばれるため、本文でも「CPC」を用いることとする。

³ ビルマ法典 12 卷所収 The Evidence Act（India Act No.1/1872）

⁴ CPC 上に明文の規定はないが、判例に根拠があるとのことである。

⁵ CPC の別添第 1（The First Schedule）に添付されている Order を指す。以下も特に記載がある場合を除き、同様である。

⁶ 条文上、事実を認めた場合に適用されると読めるが、請求を認諾した場合にも適用されるという。

いて利子をつけることは認められていない。したがって、上記事例において Y が金融機関ではなく、一般人であった場合、X が利子の請求について認めたとしても、裁判所は、それにしたがった判決をすることはできず、元本に関する部分のみ認諾を認めることになる。

また、被告が認諾した場合であっても、訴訟において、物（動産、不動産問わず）の引渡しや物の所有権の帰属が問題になる場合は、判決等を出すためには、当事者の所有権⁷の帰属の確認が必要だとされる。例えば、A が B に対し、土地売買契約に基づき、土地の引渡しを請求している事件では、B が A の請求を認めたとしても、B が本当に係争地の所有者であることを裁判所が確認できない限り、裁判所は、A の請求を認める判決はできない。その理由としては、当該土地の所有権が別の所有者に属していた場合、引渡しを命じる判決等を下しても紛争の解決に役に立たないということが挙げられた。この場合、裁判所は、B に損害賠償の支払いを命じる判決をすることになるという。なお、裁判所の判決の効力については、原則として、A 及び B 以外の第三者には及ばない。また、A が当該土地について強制執行する場合において、当該土地の所有権を争う第三者がいた場合、当該第三者は、執行手続において異議を申し立てることができるのは日本法と同様である。

前号で述べたとおり、訴訟係属中において、当事者間で和解が成立した場合には、裁判所がそれにしたがった執行命令 (Decree) を出すことになっている (CPC)⁸。もともと、ミャンマーでは、裁判官が和解に関与しないことが当然とされており、また、裁判官が和解を勧告することを不適法だとする実務家もおり、訴訟継続中に和解に至ることはほとんどないという⁹。なお、弁護士の報酬が期日の数に比例することから、弁護士自体が和解に消極的であるとの意見も聞かれた。

3. 事実レベルにおける実務

まず、上記事例における請求原因事実を確認しよう。①金銭返還の合意、②金銭の交付、③弁済期の合意、④弁済期の到来のほか、⑤訴権が消滅していないことの主張が必要である。①から④については、日本と同様である。しかし、⑤について、日本においては、時効期間が満了したことは、被告が主張すべき抗弁となるが、ミャンマーでは異なる。原告が、訴権制限法¹⁰ が定めている期間が満了していないことを主張しなければならない。同法別添第 1 (The First Schedule) はそれぞれの請求の類型に応じて訴えを提起できる期間を定めている。定められている期間のうち一つでも満了していなければ、訴権は消滅せず、訴訟を提起することが可能となる。例えば、貸金返還請求事件では、貸金が交付された日か

⁷ ミャンマーの不動産法制については立ち入らないが、ここでいう所有権には、本稿においては、所有権類似の権利も含まれる。詳しくは、森・濱田松本法律事務所ヤンゴンオフィス「ミャンマー法務最前線-理論と実務」(2016年)第5章参照

⁸ 裁判外での和解については、都市部においては、郡 (Township) の役所の長などが、都市部以外の地域においては、高位の宗教家などが、当事者の間に立ち、和解を促すことが見られるとのことである。

⁹ 西村あさひ法律事務所「ミャンマーにおける民商事関係等の紛争解決制度の実態」(2015年)35頁

¹⁰ ビルマ法典 12 巻所収 The Limitation Act (India Act No.4/1908)

ら3年（別添第1部（First Division）57）、又は、弁済期から3年が制限となる（同65）。このうち一つでも期間が満了していなければ請求が認められることになる。

弁済の主張や錯誤、詐欺及び契約能力の欠缺に基づく契約の取消しないし無効の主張は、被告が主張すべき事実となり、この点については日本と同様である。

事実の自白についても、基本的には、前号で述べたとおり、当事者が争わない事実は、原則として証明を要しないとされている（EA58条）。ただ、上記2.と同様、物の所有権に関する自白は、裁判官による所有権の確認が必要である。また、公序良俗や法令に反する自白は、認められない。

4. 証拠レベルにおける実務

まず、前号で述べたとおり、EA上、証拠の提出に関する責任と権利は当事者にある。ただ、EAは、イギリス植民地時代に成立したものであるため、証拠能力について厳格な制限があり、また、その後の実務の影響も受けている。そのような制限の一つが、全て書証については、作成者に対する証人尋問が必要ということである¹¹。書証の作成者の証人尋問（契約書については、さらに署名についての証人に対する証人尋問）を経ないものについては、証拠として採用できない。

もともと、当事者主義の原則からすると、証拠能力を付与することについて当事者の合意があった場合には、証拠能力を認めて良いとも思われる。しかし、そのような解釈は許されていないということである。日本の刑事訴訟法327条、シンガポール証拠法32(1)(k)条のように当事者の合意によって証拠能力を付与することを明文で認める規定がなければならぬということである。そうすると、原則として、全ての書証の作成者が法廷で証言をしなければならないこととなる。このことが訴訟の遅延を招く一つの原因となっているのではないかと考えられる。

また、現在、当プロジェクトでは、知的財産紛争に関する裁判手続の効率化を目指した活動を行っているが、私的な鑑定書の証拠能力が認められるかという点が一つの論点となっている。真贋に関する鑑定書を念頭においての議論だが、知財法が施行されてしばらくの間、これらの書面は、ミャンマー国外の権利者から提出されるものが多くを占めることが想定される。しかし、現状のままであれば、当事者が合意したとしても上記の鑑定書の作成者が出廷して証言しなければならず、裁判手続の遅延を招くことにならないか危惧される。

¹¹ この根拠としては、EA60条が挙げられるが、EA60条は、供述証拠は、直接証拠でなければならない、つまり、供述者が、直接、見た、聞いた、感じたものを証言しなければならないとする規定であり、書証に関して、作者の尋問を義務付けるものではないと考えることも可能であると思われるが、このような考えは採用されていない。また、上記EA60条を根拠に、書証が、伝聞証拠（Hearsay）であることから作成者に対する尋問が必要だという考え方もあるようだ。なお、伝聞証拠について、日本では、刑事訴訟手続では、原則、証拠能力を有しないが（刑事訴訟法320条1項）、民事訴訟手続では、証拠能力は否定されていない（伊藤真「民事訴訟法（第4版）」（2011年）348頁）。

5. おわりに

これまで、ミャンマーの民事訴訟の法制度及び実務をみてきたが、基本的には、当事者主義が採られているといえるだろう。ミャンマーの社会状況などの影響を受けているところも見られる。上記2.において、物の引渡しなどを求める訴訟について当事者が認めている場合でも当事者の所有権の帰属の確認が必要だとされるのは、不動産の登記簿等が実際の権利関係を必ずしも正確に表していないことに原因があるのではないかと考えられる。また、書証について、作成者に対する尋問を必要とするのも、おそらくは書証を偽造して提出してくる当事者が後を絶たないからであろう。ただ、当事者双方が認めている場合であっても、証人尋問を必要とするのは行き過ぎではないかと思われるし、このような制限が、現在、進めようとしている調停手続まで及んでしまえば、調停制度の簡易性、迅速性が損なわれてしまうことになるだろう。ミャンマーのこれまでの実務と新しい制度の導入との整合性をどのように図っているか、引き続き、検討を続けていきたい。

以上

【お詫びと訂正】

ICD NEWS 67号（2016年6月）の拙稿の記事において誤りがありました。同号46頁注30にてミャンマーにおける一票の格差について触れていますが、引用したデータが2010年のものであったため記載に誤りがあります。2015年の選挙において最も有権者数が多かったのは、ヤンゴン管区のフラインターヤー選挙区の454,307人であり、最も少なかったのは、カチン州のインジャニヤンの1,408人になります。読者の皆様及び選挙データを頂いた北九州市立大学伊野憲治教授にお詫び申し上げます。